

福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例

平成二十四年十二月二十八日

福島県条例第百八号

福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例をここに公布する。

福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する県が設置する都市公園の配置及び規模に関する基準並びに法第四条第一項に規定する当該都市公園に公園施設として設けられる建築物の割合及び同項ただし書に規定する当該割合の特例が認められる範囲を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 都市公園 法第二条第一項に規定する都市公園をいう。
- 二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。
- 三 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう

(都市公園の敷地面積の標準)

第三条 都市公園（国及び市町村が設置した都市公園を含む。）の県民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模)

第四条 県が次の各号に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- 一 主として県民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、県民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 二 主として津波の被害を軽減することを目的とする都市公園（以下「防災緑地」という。）その設置目的に応じて防災緑地としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積)

第五条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公

園の敷地面積に対する割合（以下「建築面積割合」という。）として条例で定める割合は、百分の二を超えてはならないものとする。

（公園施設の建築面積の特例）

第六条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

2 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

3 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前二項の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

4 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前三項の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。